

## 財団法人農林統計協会 寄附行為

設立年月日	昭和23年5月10日
寄附行為一部変更	昭和36年8月12日
寄附行為一部変更	昭和49年3月13日
寄附行為一部変更	昭和54年12月25日
寄附行為一部変更	昭和59年9月14日
寄附行為一部変更	平成2年7月6日
寄附行為一部変更	平成5年4月21日
寄附行為一部変更	平成11年7月26日
寄附行為一部変更	平成23年4月1日

### 第一章 総則

(名称)

第一条 本会は、財団法人農林統計協会という。

(目的)

第二条 本会は、農林水産統計に関する研究調査をなし、もって農林水産政策の樹立、遂行に資し、併せて農林水産統計の普及発達及び農業経営の改善に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 農林水産統計に関する研究及び調査
- 二 農林水産統計の利用普及、啓もう及び宣伝
- 三 図書、雑誌等の印刷・出版及びマイクロ処理に関する業務
- 四 農林水産業に関する情報の通信回線を介する提供に関する業務
- 五 集計及び作表に関する業務
- 六 システム設計、プログラムの開発及び保守並びに情報処理に関する業務
- 七 外国の農林水産統計の整備に係る技術協力に関する業務
- 八 その他本会の目的を達成するために必要な業務

(事務所)

第四条 本会は、事務所を東京都目黒区に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### 第二章 役員

(役員の種類及び定数)

第五条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事十一人以上十六人以内
  - 二 監事 二人
- 2 理事のうち一人を会長、一人を専務理事、二人以内を常務理事とする。

(役員を選任)

第六条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一親族（三親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の三分の一を超えてはならない。

(役員職務)

第七条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 専務理事は、会長を補佐し、事務局を統轄して本会の会務を処理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、専務理事を補佐し、会務を分担処理する。
- 4 常務理事は、会長及び専務理事に事故があるとき又は会長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、次の職務を行う。
  - 一 財産及び会計を監査すること。
  - 二 理事の業務執行状況を監査すること。
  - 三 財産及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は農林水産大臣に報告すること。
  - 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(役員任期)

第八条 役員任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって選任された役員任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第九条 役員は、次の各号の一に該当するときは、評議員会及び理事会において、それぞれ評議員現在数及び理事現在数の三分の二以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、評議員会及び理事会において議決する前に、その役員

に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第十条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に限り、報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前二項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 第三章 評議員及び評議員会

(設置)

第十一条 本会の運営に関する基本的事項について、会長の諮問に応ずるため評議員会を置く。

(構成及び選任)

第十二条 評議員会は、評議員十一人以上十六人以内をもって構成する。

2 評議員は、理事会で選任し、会長が委嘱する。

3 第六条第四項の規定は、評議員に準用する。

4 役員及び評議員は、相互にこれを兼ねることはできない。

(任期)

第十三条 評議員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第八条第二項、第三項及び第九条の規定は、評議員に準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第十四条 評議員会は、会長の諮問に応じ、本会の運営に関する事項を審議する。

2 会長は、この寄附行為に定めるもののほか、理事会で必要と認めた事項についてあらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

(招集)

第十五条 評議員会は、会長若しくは理事会が必要と認めたとき又は評議員の三分の一以上から評議員会の招集の請求があったとき会長が招集する。

2 評議員会を招集する場合には、評議員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の七日前までに通知しなければならない。

(会議の運営)

第十六条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

2 第二十七条から第三十一条までの規定は、評議員会に準用する。

(報酬等)

第十七条 評議員は、非常勤とし、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

#### 第四章 顧問

(設置)

第十八条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

(委嘱)

第十九条 顧問は、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。

(職務)

第二十条 顧問は、本会の事業運営に関する重要事項に関し会長の諮問に応ずる。

(任期)

第二十一条 顧問の任期は、定めない。ただし、会長は、その委嘱事情及び会務の状況等を斟酌の上、必要に応じて解嘱することができる。

#### 第五章 理事会

(役員構成)

第二十二条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第二十三条 理事会においては、この寄附行為に別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第二十四条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の二種とする。

2 通常理事会は、毎年度二回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき。

二 理事現在数の三分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

三 第七条第六項第四号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第二十五条 理事会は、第七条第六項第四号の監事が招集する場合を除いて会長が招集する。

2 会長は、前条第三項第二号及び第三号に該当する場合は、その日から十四日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の七日前までに各理事に通知しなければならない。

(議 長)

第二十六条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第二十七条 理事会は、理事現在数の三分の二以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第二十八条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第二十九条 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前二条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

2 前項の書面は、理事会の開催日の前日までに本会に到着しないときは無効とする。

(監事の出席)

第三十条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第三十一条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（第二十九条第一項で書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使した理事については、その旨を明記するものとする。）

三 審議事項及び議決事項

- 四 議事の経過の概要及びその結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された出席理事二名以上がこれに署名押印するものとする。
- 3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

## 第六章 財産及び会計

### (財産の構成)

第三十二条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 財産目録に記載された財産
- 二 寄附金品
- 三 財産から生じる収入
- 四 補助金
- 五 事業に伴う収入
- 六 賛助会費
- 七 その他収入

### (財産の種別)

第三十三条 本会の財産は、基本財産と運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - 一 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - 二 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (財産の管理)

第三十四条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他の安全確実な有価証券に替えて、会長が保管しなければならない。

### (基本財産の処分の制限)

第三十五条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経た上で、農林水産大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

### (経費の支弁)

第三十六条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

- 2 経費の支弁に際して資金の借入を行う必要がある場合の短期資金の借入については、あらかじめ理事会の議決を得た額を限度としてこれを行うことができる。

(会計年度)

第三十七条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第三十八条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が毎会計年度開始前に作成し、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経た上で、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第三十九条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第四十条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後二か月以内に評議員会の同意及び理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経なければならない。

- 2 会長は、前項の報告書及び書類を毎会計年度終了後三か月以内に農林水産大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第四十一条 本会が長期借入金を借り入れようとするときは、評議員会の同意及び理事会において理事現在数三分の二以上の議決を経た上で、農林水産大臣の承認を得なければならない。

## 第七章 事務局

(設置)

第四十二条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経た上で、会長が別に定める。

(備付書類及び帳簿)

第四十三条 本会は、次の業務、財務等に関する資料を事務所に備え置き、原則として、一般の閲覧に供する。

- 一 寄附行為
- 二 役員名簿及び評議員名簿
- 三 事業報告書
- 四 収支計算書
- 五 正味財産増減計算書
- 六 貸借対照表
- 七 財産目録
- 八 事業計画書
- 九 収支予算書

## 第八章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第四十四条 この寄附行為は、評議員会及び理事会において、それぞれ評議員現在数及び理事現在数の四分の三以上の議決を経た上で、農林水産大臣の認可を得なければ変更することはできない。

(解 散)

第四十五条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第202条第1項各号（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第63条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事由により、又は評議員会及び理事会において、それぞれ評議員現在数及び理事現在数の四分の三以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第四十六条 本会が解散するとき有する残余財産は、評議員会及び理事会において、それぞれ評議員現在数及び理事現在数の四分の三以上の議決を経た上で、農林水産大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第九章 賛助会員

(賛助会員)

第四十七条 本会の目的に賛同するものは、本会の賛助会員になることができる。  
2 賛助会員になろうとするものは、本会に入会申込書を提出し、会長の承認を得

なければならない。

3 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

## 第十章 補 則

(委 任)

第四十八条 この寄附行為に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。